令和８年度

富津市中小企業資金融資制度のご案内

　富津市中小企業資金融資制度は、中小企業者及び創業者の皆様が、事業に要する資金を円滑に調達できるよう、千葉県信用保証協会及び取扱金融機関と連携して行っている融資制度です。





富津市おもてなしキャラクター

ふっつん

《お問い合わせ先》

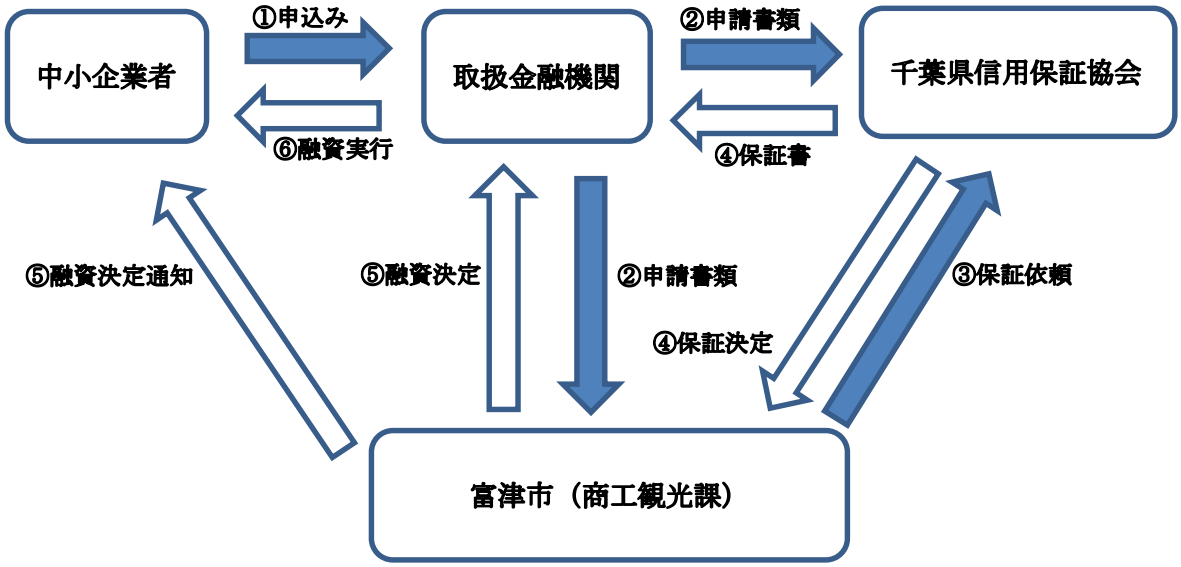
融資の申込について　取扱金融機関（千葉銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、君津信用組合）

融資制度の内容について　富津市 建設経済部 商工観光課（TEL　0439－80－1287）

信用保証制度について　　千葉県信用保証協会　本店（TEL　043-221-8111）

１　融資制度のしくみ

富津市は、取扱金融機関に原資金を預託しています。



《申込み》

取扱金融機関にご相談の上、必要な書類を添えてお申し込みください。

融資に際しては、金融機関と千葉県信用保証協会でそれぞれ審査後、市から融資の可否を通知します。

２　融資資金の種類

⑴一般事業資金

市内に店舗、工場、事業所等を有し、継続的に事業を営んでいる中小企業者が経営に必要とする資金

⑵特別小口資金

小規模事業者（常時使用する従業員２０人以下（商業・サービス業は５人以下の中小企業者））の方が、無担保・無保証人で利用できる資金

※既に特別小口資金以外の融資を受けている場合、併用して融資を受けることはできません。

⑶創業支援資金

創業のための資金や、事業開始から１年経過していない中小企業者が経営に必要とする資金

３　対象外業種またはご利用になれない方

農林水産業、仲介業、金融業、宗教法人、その他信用保証協会において不適当と認める業種

４　対象外資金使途

生活資金、投機資金、住宅資金、市外に係る資金、その他千葉県信用保証協会で保証対象としていない資金等

５　融資限度額及び融資利率等

<table>
<tr><th>資金の種類</th><th>資金使途</th><th>限度額</th><th>併用限度額</th><th>融資期間</th><th>償還方法</th><th>融資利率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般事業資金</td><td>運転資金</td><td>1,000 万円</td><td rowspan="2">2,000 万円</td><td>5 年以内</td><td rowspan="5">割賦償還
又は
一括償還</td><td rowspan="3">１年以内：2.7%
３年以内：3.2%
５年以内：3.5%
７年以内：3.7%
10 年以内：4.0%</td></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>2,000 万円</td><td>10 年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特別小口資金</td><td>運転資金</td><td>500 万円</td><td rowspan="2">500 万円</td><td>5 年以内</td></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>500 万円</td><td>7 年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">創業支援資金</td><td>運転資金</td><td>500 万円</td><td rowspan="2">1,000 万円</td><td>5 年以内</td><td rowspan="2">１年以内：2.6%
３年以内：3.1%
５年以内：3.4%
７年以内：3.6%</td></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>1,000 万円</td><td>7 年以内</td></tr>
</table>

※１つの資金の種類につき使途を併用して融資を受ける場合の限度額は、
一般事業資金は 2,000 万円、特別小口資金は 500 万円、創業支援資金は 1,000 万円です。
複数の資金の種類（既に特別小口資金以外を借りている方で、新規融資で特別小口資金を借りる場合を除く）を併用して融資を受ける場合の限度額は、3,000 万円です。

※融資実行後に市外転出し、市内に事業所や店舗がなくなる場合、融資要件を満たさないため、融資残高の一括返済となりますのでご注意ください。

６　融資申込要件

○全資金共通の申込要件

⑴市税を滞納していないこと

⑵千葉県信用保証協会の保証を受けることができること

○一般事業資金

⑴上記、全資金共通の申込要件をすべて満たすこと

⑵市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する法人及び個人であること

⑶市内で１年以上同一事業を営んでいること

⑷担保を提供できること（ただし、県信用保証協会での審査による）

⑸連帯保証人を提供できること（ただし、県信用保証協会での審査による）

○特別小口資金

⑴上記、全資金共通の申込要件をすべて満たすこと

⑵市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する法人及び個人であること

⑶市内で１年以上同一事業を営んでいること

⑷常時使用する従業員が２０人以下（商業又はサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）にあっては５人以下）の法人及び個人であること

○創業支援資金

上記、全資金共通の申込要件をすべて満たし、次の下記事項に該当する者

⑴ 産業競争力強化法第２条第３２項第１号及び第３号に該当し、新たに市内で事業を開始しようとする者

⑵事業を開始した日以後の期間が１年を経過していない個人又は設立の日以後の期間が１年を経過していない会社

７　連帯保証人

連帯保証人になれる方は、次の事項に該当する方です。（県信用保証協会での審査による）

⑴千葉県内に１年以上引き続き居住している方

⑵市町村民税の滞納がなく、かつ、保証能力がある方

８　提出書類一覧

○市に提出する書類

共通書類	部数	備考
富津市中小企業資金融資申請書	1	
許認可業種の場合は許認可証・届出等の写し	1	
市税の納税証明願（申込人・連帯保証人分）※ 1	各１	※住所地及び所有資産が、富津市外の場合、当該市区町村発行の完納証明書等 ※市長印の押印があり、原本であること
決算書又は確定申告書の写し（２期分）	1	税務署等受付印のあるもの
残高試算表	1	決算後６ヶ月以上経過した場合
登記事項証明書	1	法人の場合※３か月以内のもの
定款の写し	1	法人の場合
委任状	1	市所定様式 利子補給手続きを金融機関に委任するもの
設備資金	**部数**	**備考**
必要な資金の見積書等の写し	1	図面又はカタログ等でも可
創業支援資金	**部数**	**備考**
自己資金確認書類の写し	1	通帳等※創業前の場合
創業・再挑戦計画書の写し	1	※創業前の場合
住所地の市区町村民税 及び 所有している土地・家屋の固定資産税の納税証明書等の写し	1	※申込人の住所地が市外の場合
市外申込者の納税に係る誓約書	1	※申込人の住所地が市外の場合

※1 納税証明願（市所定様式）により、市の税窓口に持参し、証明を受けてください。
（本人でない場合、委任状が必要です。）

○千葉県信用保証協会に提出する書類

信用保証委託申込書	協会所定様式
申込人（企業）概要	〃
信用保証依頼書	〃
信用保証委託契約書	〃
個人情報の取扱いに関する同意書	〃
印鑑証明書（申込人、連帯保証人分）	新規申込、登録事項変更の場合 ※３ヶ月以内のもの
納税証明書又は納付書	新規申込の場合
受注明細書	建設業及び受注生産を行う製造業者の場合
建設業の宣誓書	協会所定様式
飲食業の宣誓書	〃
創業・再挑戦計画書	創業支援資金の申請で、創業前の場合

※上記のほか、審査のため別途書類を提出していただく場合があります。

９　利子補給

本制度融資を受けた中小企業者等に対し、当該融資に係る１月１日から１２月３１日までに支払った利子の一部を補給金として、金融機関をとおし年１回交付します。

○利子補給対象者

⑴本制度融資を受けた者で、市税を滞納していないもの

※上記にかかわらず、千葉県信用保証協会が債務を弁済したときは利子補給をしない

○利子補給金の交付申請等

⑴利子補給の申請等の手続は、融資申請時の委任状に基づき、取扱金融機関が行う

○利子補給率

年２.０％（全資金・使途共通）

１０　信用保証

・本制度融資は、いずれも千葉県信用保証協会の保証付き融資です。

・千葉県信用保証協会が決定する信用保証料を負担していただきます。

１１　取扱金融機関

千葉銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、君津信用組合

※支店の指定はありません。（市外の支店利用可能）

○市内取扱金融機関支店一覧

金融機関	支店	郵便番号	住所	電話番号
千葉銀行	富津	293-0001	富津市大堀 1-1-2	0439-87-1121
	大佐和			
	湊	299-1607	富津市湊 212-1	0439-67-0611
京葉銀行	富津	293-0001	富津市大堀 2197-1	0439-87-9711
千葉信用金庫	富津	293-0001	富津市大堀 2-2-1	0439-87-0811
	大佐和	293-0043	富津市岩瀬 831-2	0439-65-1341
君津信用組合	富津	293-0001	富津市大堀 511-1	0439-87-0854
	大佐和	293-0036	富津市千種新田 447-8	0439-65-1051
	天羽	299-1607	富津市湊 374	0439-67-0522

お問い合わせ

・富津市役所 建設経済部 商工観光課 商工係

電話　０４３９－８０－１２８７

・取扱金融機関窓口